

# 大分大学医学部附属病院診療情報提供委員会細則

平成21年3月25日制定

## (趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第16条の規定に基づき、大分大学医学部附属病院における、診療情報の提供を円滑に行うため、大分大学医学部附属病院診療情報提供委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

## (審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 提供する診療情報の範囲
- (2) 診療情報を提供することのできる対象者の範囲
- (3) 診療情報提供の方法
- (4) 診療情報提供の適否の判断
- (5) その他診療情報提供に関する事項

## (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 内科系の診療科長 3人
- (2) 外科系の診療科長 3人
- (3) 検査部長
- (4) 放射線部長
- (5) 医療情報部長
- (6) 看護部長
- (7) 医学・病院事務部長
- (8) 医学分野以外の学識経験者 2人
- (9) その他病院長が必要と認めた者 若干人

2 前項第1号、第2号、第8号及び第9号の委員は、病院長が指名する。

## (任期)

第4条 前条第1項第1号、第2号、第8号及び第9号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

## (会議)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

## (事務)

第8条 委員会に関する事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

## (雑則)

第9条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則（平成21年医学部附属病院細則第4-14号）

- 1 この細則は、平成21年3月25日から施行する。
- 2 この細則施行の前日に任命されている第3条第1項第1号、第2号、第8号及び第9号の委員は、この細則により選考されたものとみなし、その任期は、第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 大分大学医学部附属病院診療情報提供委員会規程（平成16年医学部規程第4-1号）は、廃止する。